

会議録・令和4年12月22日第4回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 令和4年12月12日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月22日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
  - 1番 宇 田 雅 行
  - 2番 中 井 啓 悟
  - 3番 田 邊 ひとみ
  - 5番 新 開 晶 子
  - 6番 江 京 子
  - 7番 北 岡 泰
  - 8番 辻 井 成 人
  - 9番 山 本 章
  - 10番 瀬 田 萌
  - 11番 高 橋 浩 司
  - 12番 綿 民 和 子
  - 13番 下 井 清 史
  - 14番 松 本 忍
  - 15番 奥 山 幸 洋
5. 不 応 招 議 員  
なし
6. 出 席 議 員  
13名
7. 欠 席 議 員  
2番 中 井 啓 悟
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 松 井 友 吾  
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西川 佳江 田所 和幸
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 世古口 哲哉 副 町 長 下 村 由美子  
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章  
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘  
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	青木大輔	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	日置加奈子
教育課長	菅野亮	こども支援係長	椿ゆかり
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

#### 10. 会議録署名議員

3番 田邊ひとみ

5番 新開晶子

#### 11. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第59号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第3 議案第60号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第4 議案第61号 明和町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第5 議案第62号 明和町職員の降給に関する条例の制定
- 日程第6 議案第63号 明和町男女共同参画推進条例の制定
- 日程第7 議案第64号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第8 議案第65号 令和4年度明和町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第66号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第67号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第68号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第12 議案第69号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第70号 令和4年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第71号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第72号 令和4年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回明和町議会定例会第3日目の会議を開会します。

なお、中井啓悟議員から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。また、こども課長から所用のため、本日の会議を欠席する旨の連絡を受けています。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

なお、本日は、念のため電子採決システム、施工業者を傍聴席に待機させていただいておりますので、ご承知おきください。

また、本日は、こども課長欠席のため、予算の説明については、こども課・こども支援係、椿係長が代わりに説明をいたしますので、よろしく願いします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

3番 田 邊 ひとみ 議員

5 番 新 開 晶 子 議 員

の両名を指名します。

---

◎議案第59号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 議案第59号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました議案第59号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、宮川福祉施設組合を解散し、三重県市町公平委員会から脱退することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会規約を変更することについて、関係市町と協議する必要があるため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第59号 三重県市町公平委員会を

共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-2-64、サムネイルは65になります。サムネイル65をご覧ください。

三重県市町公平委員会共同設置規約新旧対照表でございます。

右が改正前、左側が改正後となります。

現行では12の町と14の一部事務組合がこの委員会に加入しておりますが、改正前の中で、下線で示されております宮川福祉施設組合が令和5年3月31日をもって解散することに伴い、当組合を脱退することになります。このことにより、この委員会を共同設置する地方公共団体の数が減少することについて、そしてこの規約の別表から宮川福祉施設組合を削除することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第59号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第59号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎議案第60号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 議案第60号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第60号 三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、三重県市町総合事務組合同規約第3条第4号に定める事務に伊勢市及び松阪市を加えるよう規約の一部を変更することについて、関係市町と協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めま

す。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第60号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についての詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-3-1、サムネイルは66をご覧ください。サムネイル66でございます。

改正の内容につきましては、三重県市町総合事務組合が規約第3条第4号に認める物品及び業務委託に係る印刷参加申請の受付及び審査の共同化に関する事務に伊勢市及び松阪市を加えるものでございます。施行年月日は令和5年4月1日でございます。このことについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第60号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから議案第60号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。



(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎議案第61号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 議案第61号 明和町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

ただいま上程されました議案第61号 明和町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、職員の定年引上げ等に関し必要な事項を定めるなど、関係条例を整備するため、所要の改正等をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第61号 明和町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の整備に関する条例の制定についての

詳細説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月1日から施行される定年退職年齢の引上げ及び今年8月8日にありました令和4年度人事院勧告において、国の基準に基づき一括して関係条例を整備するものでございます。

定例会資料の1-2-1、サムネイルは2番をご覧ください。

まず、定年の延長につきましては大きく4点。1つ目が一番上の表のとおり令和4年4月1日から段階的に引上げを行い、令和13年4月に65歳定年となります。2つ目が60歳の誕生日の翌年度以降の給料月額について、60歳時点の給料月額の7割水準となります。3つ目が資料1-2-2になりますが、役職定年制の導入です。60歳を超える職員は、管理職への昇任はできなくなります。また、60歳時点で管理職である職員については、60歳年度末をもって非管理監督職へ後任することとなります。4つ目が定年前再任用短時間勤務制の導入についてです。引き上げられた定年退職年齢において、職員などの勤労意欲や働き方の雇用条件により、61歳からの働き方を選択することができますが、短時間勤務を希望した場合は一旦退職することとなり、②としました黄色の定年前再任用短時間勤務職員として再任用されることとなります。

続いて、資料の1-2-3をご覧ください。

令和4年度人事院勧告についてでございます。

勧告の内容につきましては、給料表の改定、平均0.3%の引上げでございます。それから、②としまして勤勉手当支給月数の引上げでございます。0.1月分引き上げます。実施につきましては、給料表の改定は令和4年4月1日から適用し、賞与支給率については、令和4年度分は令和4年12月1日から、令和5年度分は令和5年4月1日から適用となります。

資料1-2-4をご覧ください。

定年延長及び人事院勧告に伴う関係条例の洗い出しを行いまして、条例の一部改正が必要なものが8本、廃止の条例が1本ございましたので、一括で条例の整備を行います。

①の明和町定年等に関する条例、それから②の給与に関する条例につきましては、先ほどご説明申し上げたものでございます。③の明和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員の規定の改正、字句の訂正でございます。それから、④職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、⑤の明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、⑥の明和町職員の育児休業等に関する条例、⑦の明和町公益法人等への職員の派遣等に関する条例、⑧の明和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例については、それぞれ一部の訂正等でございます。

それから、地方公務員法の改正により再任用職員が廃止されましたので、この条例を廃止いたします。施行の年月日は令和5年4月1日といたします。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第61号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第61号 明和町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を採決します。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第62号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 議案第62号 明和町職員の降給に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第62号 明和町職員の降給に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、職員の定年引上げ等に伴い、本人の意に反する降給等を行う規定を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第62号 明和町職員の降給に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-2-59、サムネイルは60番をご覧ください。

本条例は、定年延長に伴い、役職定年が60歳に達した職員の給与の7割措置

の開始により、本人の意に反する降給等に関する規定について新たに定める必要が出てまいりましたので、今回国が示す準則に倣って制定をするものでございます。

目的を第1条で規定しています。降給の種類を第2条で定め、次の3つを規定しております。職員の職務の級を下位の職務の級に変更することを降格、職員の号給を下位の号給に変更することを降号、また役職定年により降任し、下位の職員の給与を遂行とすることとなった場合に降格することを役職定年による降給としています。

第3条では降格の事由を規定しています。第1項のアでは勤務実績がよくない場合において、指導等を行ったにもかかわらず、改善されない場合で職務の遂行が困難な場合。イでは医師2人に心身の故障があると診断され、職務遂行に支障があり、または堪えない場合。ウでは事実に基づき、適格性を欠くと認められる場合において、指導等を行ったにもかかわらず、改善されないときとしております。第2項では、課などの内部組織、出先機関及び職員定数の改廃または予算の減少により職務の級の人数減少を余儀なくされた場合についても降格としております。

第4条では降号の事由でございます。勤務実績がよくない場合において指導等を行ったにもかかわらず、改善されない場合を規定にいたします。

通知書のほうについては、第5条で規定し、職員を降給する場合には書面により通知するとしております。受診命令に従う義務について第6条で規定しおありまして、心身の故障を有するか否かの確認をするため、医師2人の診断を受けられるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならないと規定をしております。第7条で罰則を規定して、規則への委任を定めております。附則の第1項でこの条例の施行期日を令和4年4月1日としており、第2項では、この条例の第2条での降給について、60歳に到達した職員の翌年度以降の給料を7割とすることについても降給とすると規定をしております。第3項では、第5条の降給させる場合の通知書の交付が60歳到達に伴う降給について適用せず、

給料月額が移動するとなった旨の通知を行うとしております。第4項については、企業職員がこの条例の規定を適用するとしております。

資料の1-2、61、62が本条例の条文でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第62号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第62号 明和町職員の降給に関する条例の制定を採決します。

議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

◎議案第63号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第6 議案第63号 明和町男女共同参画推進条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第63号 明和町男女共同参画推進条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を実現するため本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 議案第63号 明和町男女共同参画推進条例についてご説明をさせていただきます。

議案書の31から33ページ、タブレットのサムネイルは33から35ページでございます。

当町におきましては、平成25年3月に第1次明和町男女共同参画基本計画を策定し、平成30年3月に第2次明和町男女共同参画基本計画を策定しました。そして、今年度第3次明和町男女共同参画基本計画を策定することとしております。

しかしながら、これまで基本的な理念及び施策の基本方針となる男女共同参画推進条例が制定されていなかったことから、令和5年3月に第3次明和町男女共同参画基本計画を策定するに当たり、明和町男女共同参画推進条例を制定

するものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第63号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第63号 明和町男女共同参画推進条例の制定を採決します。

議案第63号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

---

◎議案第64号の上程～採決



○議長（奥山 幸洋） 日程第7 議案第64号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第64号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、下水道事業に地方公営企業法の規定を適用するため、この条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、議案第64号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

本件は、下水道事業に地方公営企業法の規定を適用することに伴い、関係する条例を一括して改正するため、本条例を制定するものでございます。

定例会資料の10-2-1、サムネイルは68、新旧対照表をご覧ください。

第1条関係は、明和町課設置条例の一部改正で、第2条中の上下水道課の事務分掌、「下水道に関すること」を削除し、「浄化槽に関すること及びし尿に関すること」を追加いたします。

第2条関係は、明和町職員定数条例の一部改正で、第2条中の町長の事務局の職員定数を150人から147人に変更いたします。そして、水道企業の職員8人から上下水道企業の職員11人に変更いたします。

資料の10-2-2、サムネイルは69をご覧ください。

第3条関係は、明和町特別会計条例の一部改正で、第1条中の明和町農業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業及び明和町公共下水道事業特別会計、公共下水道事業を削除いたします。

第4条関係は、農業集落排水整備支援事業基金条例の一部改正で、第2条及び第4条の「農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」と改めます。

また、5条の「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」、以下「管理者」と改めます。

資料10-2-3をご覧ください。サムネイルは70をご覧ください。

第5条関係は、明和町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正で、第5条の「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」、以下「管理者」と改めます。そして、第6条、第8条、第9条中の「町長」を「管理者」と改めます。

資料10-2-4をご覧ください。サムネイルは71でございます。

第12条には罰則を追加いたします。

第6条関係は、明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、題名中の「設置及び」を削り、「明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例」に改めます。

資料10-2-5、サムネイル72をご覧ください。

第6条中の「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めます。

資料10-2-8、サムネイルは75をご覧ください。

第21条に罰則を追加いたします。

資料10-2-10をご覧ください。サムネイルは77。

第7条関係は、明和町公共下水道事業分担金徴収条例の一部改正で、第5条中の「町長」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めます。また、6条、8条、第9条中の「町長」を「管理者」に改めます。そして第12条に罰

則を追加いたします。

資料10-2-11から資料10-24、サムネイルは78から91です。

第8条関係は、明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正で、題名中の「設置及び管理に関する」を削り、目次及び章を追加し、「明和町公共下水道条例」とし、内容を整理し、改めます。また、第6章に、罰則を追加いたします。

資料10-2-24から10-28をご覧ください。

第9条関係は、明和町水道事業の設置に関する条例の一部改正で、題名中の「明和町水道事業」の後ろに「及び下水道事業」を加え、「明和町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例」に改めます。そして、「明和町課設置条例」から削除する下水道事業に関する内容、また明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例から削除する設置に関する内容、明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例から削除する設置に関する内容を追加し、整理をいたします。

なお、本条例の施行は令和5年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

辻井議員。

○8番（辻井 成人） すみません。ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、10-2-1、第1条ですね。事務分掌のところ、現行が上下水道課、下水道に関する事となっておりませんが、改正後では浄化槽に関する事、し尿処理に関する事。なぜこのように項目が必要になったのか、少しそこだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

第2条につきまして、これまで上下水道課の明和町課設置条例の中では、町長部局の事務としまして、下水道に関することのみが規定されておりました。これまで事務としまして、浄化槽に関すること、し尿に関することも担当しておりますので、下水道に関することを削除し、浄化槽に関すること、し尿に関することを新たに追加いたしました。

○議長（奥山 幸洋） 説明が終わりました。

辻井議員、再質問ございますか。

○8番（辻井 成人） 分かりました。

○議長（奥山 幸洋） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第64号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第64号 下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を採決します。

議案第64号について原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって、採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

---

◎議案第65号から議案第72号の一括上程

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。日程第8 議案第65号から日程第15 議案第72号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第8 議案第65号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第6号）

日程第9 議案第66号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算  
（第3号）

日程第10 議案第67号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計補正予算  
（第3号）

日程第11 議案第68号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予  
算（第2号）

日程第12 議案第69号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第2号）

日程第13 議案第70号 令和4年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2  
号）

日程第14 議案第71号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）

日程第15 議案第72号 令和4年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました議案第65号から議案第72号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号 令和4年度明和町一般会計補正予算（第6号）につきましては、総額7億7,270万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、企画費でふるさと寄附に関する経費を計上したほか、地域振興費で空家対策支援補助を計上しています。

民生費では、障がい者福祉費で介護給付費などを計上しています。

衛生費では、母子衛生費で出産・子育て応援交付金事業に関する経費を計上しています。

農林水産業費では、農業振興費で施設園芸当燃油価格高騰対策支援金や畜産業費で畜産農家経営支援金を計上しています。

商工費では、観光費で観光拠点再生・高付加価値化推進継続事業貸付金などを計上しています。

教育費では、公民館費で工事請負費と文化財保存活用費で斎宮跡保存事業特別会計繰出金などを計上しています。

諸支出金では、ふるさと寄附基金費で基金積立金を計上しています。

これに対して、歳入では、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第66号 令和4年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、1,460万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出といたしまして、保存活用費でキャッシュレス決済対応レジシステム導入委託や空調整備工事の追加補正などを計上しています。

次に、議案第67号 令和4年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、64万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

歳出といたしまして、総務費で国民健康保険システム更新委託料の減額補正

などをお願いしております。

次に、議案第68号 令和4年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、970万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出といたしまして、維持管理費で下御糸北処理区の機能診断業務委託料の追加補正などをお願いしております。

次に、議案第69号 令和4年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、250万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出といたしまして、維持管理費で宮川流域下水道負担金の追加補正などをお願いしております。

次に、議案第70号 令和4年度明和町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、540万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出といたしまして、保険給付費で介護予防住宅改修費の追加補正などを計上しております。

次に、議案第71号 令和4年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、190万円の減額補正をお願いするものでございます。

歳出といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金で、保険基盤安定制度負担金の減額補正などをお願いしております。

議案第72号 令和4年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、271万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

収益的支出の水道事業費用で受託工事費など、236万円の追加補正、資本的支出では建設改良費で507万4,000円の減額補正をお願いしております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

## ◎議案第65号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 日提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第65号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書9ページ、歳出からお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） よろしく申し上げます。

それでは、詳細説明をさせていただきますが、各科目の説明をさせていただきます前に、まず全般にわたります給与費の関係につきまして、正規職員に係る分は、私から一括して説明をさせていただきます、会計年度任用職員に係る分については、後ほど課ごとの詳細説明の際に、各担当課長からご説明させていただきますと思いますので、よろしくお願いをします。

予算に関する説明書の38ページの次のページ一給一まで飛んでいただきたいと思えます。タブレットではサムネイルの39からになります。サムネイルは39でございます。

それでは、一給一の上の表でございますが、特別職からご説明をいたします。

まず、町等、町長、副町長、教育長になりますが、比較の欄で期末手当が7万9,000円の減額となっております。これは令和3年の人事院勧告に伴う期末手当の支給率0.15月分の引下げを令和4年6月の期末手当において調整したものでございます。共済費の1万3,000円の減額は、これに伴う跳ね返りによる減額でございます。

次に、議員報酬の比較の欄で44万円の増額となっております。これはこのたびの改正により生じた報酬額の不足分についての補正をお願いするものでございます。

次に、次のページ一給二をご覧ください。

アの会計年度任用職員以外の職員でございますが、これが正規職員分ござ



います。給与費のうちの比較の給料で1,327万7,000円の減額でございます。減額の主な理由につきましては、予定外の退職や育児休業によるものでございます。

職員手当では2,749万7,000円の増額でございます。それぞれ職員手当の内訳のこの表でご説明を申し上げます。扶養手当は8万8,000円の増で、これは扶養親族の増によるものです。通勤手当が24万5,000円の増で、転居などが主な要因です。住居手当が97万5,000円の減、これはアパートへの入居者の減によるものです。管理職手当が42万3,000円の減で、管理職員が当初の見込みより1名減となったものでございます。期末手当930万8,000円の減は、令和3年人事院勧告による支給率の減の調整をしたものでございます。

それから、勤勉手当の271万7,000円の増は、これは令和4年の人勧に基づく支給率0.1月分引上げに伴うものでございます。時間外手当については100万円の増で、これは個人番号カード交付事務に要するものでございます。特殊勤務手当、宿日直手当につきましては増減ございません。児童手当51万円の減は、支給対象児童の減によるものです。退職手当組合負担金3,466万3,000円の増、これは三重県市町村事務組合の負担金のうち、主に早期退職に係る特別負担金によるものでございます。管理職員特別勤務手当、以降は増減なしでございます。それから、共済費は117万1,000円の減額で、負担金率の増、退職者や育児休業者の減などによる相殺によるものです。

次のページの(2)給料及び職員手当の増減の額の明細、それから次の5ページの給料及び職員手当の状況につきましては、統計的な資料でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

なお、特別会計にも給与費明細書を添付しておりますが、それぞれ期末手当の令和3年人事院勧告の減額調整や令和4年人事院勧告による勤勉手当の支給率の増、人事異動に伴う増減が主な理由となっておりますので、こちらもご確認いただきたいと思っております。

以上が人件費の説明でございますが、この後詳細説明につきまして、各科目

及び特別会計で人件費支出科目で申し上げますと、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済については、それぞれ補正を計上しておりますが、ただいまの説明をもちまして正規職員についての各課長からの説明を省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、9ページ、10ページのほうへお移りいただきたいと思っております。サムネイルは9と10です。9ページ、10ページでございます。

1款・議会費、2項・議会費、1目・議会費の10節・需用費、消耗品費で1万6,000円の増額で、これはこのたびの改正に伴い必要となった議員章及び書籍の購入費を補正するものでございます。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、4節・共済費のうち、一番下になります社会保険料で900万円の補正をお願いしております。これは会計年度任用職員の社会保険料で、これまで社会保険に未加入でありました学習支援員について勤務時間等の変更により、社会保険に加入することとなったため、その保険料を補正するものが主な要因でございます。

8目・防犯対策費で120万円の追加補正をお願いしております。10節・需用費、電気料で120万円の増額で、これは町管理の防犯灯の電気代につきまして燃料費調整単価等の上昇に伴い電気料が高騰し、当初見込んでおりました年間予算額を上回る見込みとなったことから、その総額見込額を補正するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 11ページ、10目・企画費で3億5,000万円を計上しております。

右ページをご覧ください。

内訳といたしまして、7節・報償費は1億5,000万円で、ふるさと寄附に関する返戻品代を、11節・役務費では2億円で、ふるさと寄附の返礼品、郵送料等で1億円、ふるさと寄附手数料で1億円でございます。これは当初想定しておりました寄附額5億円を上回る見込みとなったことから、追加で5億円分の

寄附に関する経費を計上したものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 11ページ、13目、サムネイルの11の地域振興費で170万円を計上しております。

12ページ、サムネイル12、運行バス事業の負担金補助金及び交付金では、コロナ臨時交付金のメニューの一つでございます交通事業者の燃料価格高騰対策支援金を活用して、町内のタクシー事業者2社及び町民バスを運営している事業者に対する燃料費の高騰分に対する支援金として70万円の追加をお願いするものでございます。

その下の空家対策事業では100万円を計上しております。空家対策支援補助ですが、これは教育厚生常任委員会や全員協議会でご説明いたしました空家対策の進捗状況の中で、特定空家等の除却が進んでいるため、除却1件分の増額補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費に328万5,000円の追加補正をお願いしております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

人件費を除く部分につきましては、個人番号交付事業に係るものとして、10節・需用費に10万円を計上しております。個人番号カードに係る印刷に当たるため、印刷のトナーなどの購入費でございます。全額国庫補助金の対象で、補助率は100%となっております。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 15ページ、16ページをご覧ください。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費、22節・償還金利子及び割引料に2万9,000円を計上しております。これは相談支援総務費の過年度国県等支出金返還金で、令和3年度の生活困窮者就労準備支援等事業補助金の額の確定を受けて返還するものです。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 同じく社会福祉総務費でございます。

負担金補助及び交付金に170万円を、扶助費に20万円を計上しております。  
負担金補助及び交付金につきましては、電気・ガス代の高騰分に係る明和の里指定管理者に対する支援金でございます。こちらは令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたします。扶助費につきましては、災害見舞金の不足額を計上したものでございます。本年度全焼が2件あり、当初計上しておりました予算額を全て執行いたしましたので、この冬場に際し、火災の発生が心配されることから、追加計上させていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） すみません。ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

（午前 9時 51分）

---

（午前 9時 53分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、再開をいたします。

説明が分かりにくかったので、住民ほけん課長のところからもう一度説明を再度、初めからさせていただきます。聞こえにくい部分があるということですので、ゆっくりちょっと聞こえやすく説明していただきますようお願いいたします。

それでは、住民ほけん課長、お願いいたします。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 予算の説明書の15ページ、16ページでございます。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費のところでございます。そちらの18節・負担金補助及び交付金のところで170万円、19節・扶助

費で20万円を計上させていただいております。負担金補助及び交付金につきましては、電気・ガス代の高騰分に係る明和の里指定管理者に対する支援金でございます。こちらは令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたします。

扶助費につきましては、災害見舞金の不足額を計上したものでございます。本年度全焼が2件ございまして、当初計上しておりました予算額を全て執行いたしました。この冬場に際して火災の発生が心配されることから、追加計上させていただくものでございます。よろしいですか。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 22節・償還金利子及び割引料に2万9,000円を計上しております。これは相談支援総務費の過年度国県等支出金返還金で、令和3年度の生活困窮者就労準備支援等事業補助金の額の確定を受けて返還するものです。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） その下の2目・国民健康保険事務費でございます。197万7,000円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金に197万7,000円の減額を計上しております。これは国民健康保険特別会計に繰り出す繰出金で、国民健康保険特別会計の総務費に係るものでございます。詳細は国民健康保険特別会計のところで説明いたします。

続きまして、3目・後期高齢者医療事務費に190万円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金に190万円の減額でございます。こちらは後期高齢者医療特別会計へ繰り出す繰出金で、総務費に係るものと後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定制度負担金に係るものでございます。保険基盤安定制度負担金につきましては、4分の3の県の負担がでございます。詳細は後期高齢者医療特別会計の歳出のところで説明いたします。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5目・障がい者福祉費で5,241万1,000円を計

上しております。内訳としまして、障がい者福祉費の5,237万8,000円は、7節・報償費で4万3,000円を計上しております。これは国から委託されて行う生活のしづらさなどに関する調査の調査員謝金となっております。

生活のしづらさなどに関する調査とは、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、障がい者等の生活実態とニーズを把握することを目的に調査するものです。11節・役務費に2万9,000円を計上しております。これは郵送料の増額分で、新型コロナウイルス感染症の影響で障害者手帳の更新時期が延びていたことにより、更新が今年度に集中したためです。19節・扶助費に4,600万円を計上しております。内訳は、身体障害者補装具給付費600万円と介護給付費4,000万円となっております。身体障害者補装具給付費については、電動車椅子や義足といった高価な給付申請があったことが主な要因で、介護給付費については、障がい児通所支援に関する給付費が増加していることが主な要因で、年度末において不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。22節・償還金利子及び割引料に633万9,000円を計上しております。内訳は、過年度国県等支出金返還金630万6,000円と障害者生活支援センター費の過年度国県等支出金返還金3万3,000円となっております。過年度国県等支出金返還金については、令和3年度の障害者自立支援給付費国庫負担金など、5つの負担金の額の確定を受けて返還するものです。

続きまして、17ページ、18ページをご覧ください。

障がい者生活支援センター費の過年度国県等支出金返還金については、令和3年度の地域生活支援促進事業における国庫補助金及び県補助金の額の確定を受けて返還するものです。

続きまして、6目・高齢者福祉費で146万1,000円を計上しております。高齢者福祉費の146万1,000円は、22節・償還金利子及び割引料に19万4,000円計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、令和3年度の高齢者地域福祉推進事業費補助金、これ老人クラブの助成事業のことなんですけれども、この額の確定を受けて返還するものです。次に、27節・繰出金で126万7,000

円を計上しております。介護保険の事務費などに係る部分を介護保険特別会計へ繰り出すものですが、詳細は介護保険特別会計のほうで説明をさせていただきます。

続きまして、7目・保健福祉センター費で90万円を計上しております。10節・需用費に保健福祉センターの電気料金上昇に伴う増額分を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） その下の10目・人権センター費で報酬のうち、会計年度任用職員4人分で31万3,000円の補正を計上しております。これは会計年度任用職員の賃金単価が上がったことにより、今回補正をお願いするものでございます。その下の正職員の人件費の補正を省略いたしまして、一番下の電気料では20万円を計上しております。これは電気代の高騰の影響から20万円の補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費、22節・償還金利子及び割引料に123万2,000円を計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、令和3年度の児童虐待・DV対策等総合支援事業における国庫補助金の確定を受けて返還するものです。

○議長（奥山 幸洋） こども支援係長。

○こども支援係長（椿 ゆかり） その下の2目・子ども支援対策総務費で20万円の増額をお願いしています。内訳は18ページの説明欄にもあります児童センター運営費で、10節・需用費の電気料につきまして、前年度実績からの当初予算計上額37万3,000円に対し、電気料金の高騰による使用実績及び12月からの利用見込みにより20万円の増額をお願いするものです。

その下の3目・児童保育費で195万円の増額をお願いしています。内訳は18ページの下段、説明欄の保育所施設管理費で、10節・需用費の電気料につきまして、前年度実績額からの当初予算額250万円に対し、電気料金の高騰による

使用実績及び12月からの利用見込みにより100万円の増額をお願いするものです。その下のこども園施設管理費の2施設につきまして、10節・需用費の電気料で、前年度実績からの当初予算計上額515万円に対し、電気料金の高騰による使用実績及び12月からの利用見込みにより210万円の増額をお願いするものです。

次のページ、20ページの説明欄の中段、こども園運営費につきまして、18節・負担金補助及び交付金で300万円の増額をお願いしています。光熱費の高騰に伴う私立こども園3園にも電気・ガスの使用料等の支援補助です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、私立のこども園3園の教育・保育活動の円滑な運営を支援するため、電気料金等の高騰分を支援する補助金の補正をお願いしています。4月から11月までの前年度との差額分と12月からの高騰分の見込額を電気・ガスそれぞれ算出し、計上しています。支援費につきましては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により補助を受け行うものです。

続きまして、19ページ中段、4目・児童施設管理費で20万円増額をお願いしています。内訳は20ページの説明欄をご覧ください。

児童クラブ施設管理費で、10節・需用費の電気料につきまして、前年度実績からの当初予算計上額68万円に対し、電気料金の高騰による使用実績及び12月からの利用見込みにより20万円の増額をお願いするものです。

続きまして、19ページ下段、5目・保育給食費で483万5,000円の増額をお願いしています。内訳につきましては、20ページの説明欄の下段からになります。正規職員の人件費を除く、こども園給食運営費の1節・報酬で127万円を計上しています。これは正規職員の体調不良による休職や年度途中の退職により、会計年度任用職員を雇用し対応する必要があったため、1名の報酬費をお願いしています。

22ページの説明欄の上段、保育士等処遇改善手当で3万9,000円の増額をお



願っています。先ほどの調理員の報酬費に対し3%を処遇改善手当として計上しています。続いて、7節・報償費の給食調理員代行謝金で50万円の増額をお願いしています。これは給食調理員が有給休暇などを取得した場合に、代行職員により対応するための賃金で、当初予算では150万円を計上していましたが、職員の急な退職により会計年度任用職員が雇用できるまでの期間、代行職員により対応したため不足が生じ、補正をお願いするものです。

続きまして、21ページ、6目・子ども支援対策費で33万2,000円の増額をお願いしています。内訳は、22ページ、1節・報酬で、こども課職員の体調不良による休職のため、会計年度任用職員の勤務時間数1日6時間勤務を7時間半に増やし対応したため、増額をお願いするものです。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費で4,039万5,000円を計上しております。内訳は、12節・委託料で21万8,000円を計上しております。これは新型コロナウイルスワクチン5回目接種に対応するための電算システム改修費用でございます。22節・償還金利子及び割引料に4,017万7,000円を計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業におけるワクチン接種者数が想定より少なかったため、国庫補助金を返還するものです。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 21ページ、2目・環境衛生費で64万3,000円の補正を計上しております。この内訳につきましては、22ページのまず、環境衛生費の中の備品等修繕料4万3,000円を計上しておりますが、こちらは役場庁舎裏の職員通用口付近に駐車しております一人乗りの電気自動車のバッテリーの寿命で不動状態となりましたため、交換修繕を行ったものでございます。その下の環境センター運営費では60万円の補正を計上しております。これも環境センターが電気代の高騰の影響により60万円の補正をお願いするものでござい

ます。

続きまして、23ページ、4目・清掃費では96万1,000円を計上しております。こちらの内訳につきましては、24ページの説明の清掃総務費で会計年度任用職員報酬5人といたしまして、47万3,000円を計上しております。こちらは賃金単価が上がったことにより、補正をお願いするものでございます。その下の正職員人件費の補正は省略いたしまして、その下の塵芥収集費の需用費では37万円の補正を計上しております。こちらの内容は、塵芥収集車や収集トラックの燃料代で、ガソリン代の高騰の影響により計上したものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5目・成人保健対策推進費、22節・償還金利子及び割引料に86万4,000円を計上しております。成人保健対策推進費における過年度国県等支出金返還金で、令和3年度の感染症予防事業費等国庫負担金の額の確定を受けて返還するものです。

続きまして、6目・母子衛生費、母子保健事業で、22節・償還金利子及び割引料に38万1,000円を計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、令和3年度の母子保健衛生費国庫補助金及び療育医療費国庫負担金の額の確定を受けて返還するものです。次に、出産・子育て応援交付金事業で、1節・報酬に67万5,000円を計上しております。事業実施に伴う会計年度任用職員3か月分の報酬分です。8節・旅費に1万2,000円計上しております。事業実施に伴う会計年度任用職員の通勤手当分です。10節・需用費に1万円を計上しております。これも事業実施に伴う消耗品費でございます。11節・役務費に5万9,000円を計上しております。事業実施に伴う交付申請書等を郵送するための郵送料となっております。18節・償還金利子及び割引料に1,875万円を計上しております。出産・子育て応援交付金事業で、妊娠届出後に5万円支給する出産応援交付金と出産後に5万円支給する子育て応援交付金の費用となっております。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、農林水産業費でございます。

23ページ、24ページでございます。

2目の農業総務費につきましては貸金関係でございますので、省略をさせていただきます。

次のページめくっていただきまして、25ページ、26ページ、3目・農業振興費200万円の補正をお願いさせていただいております。

新型コロナウイルス感染症対策農業支援事業、施設園芸等燃料価格高騰対策支援事業といたしまして、18節・負担金補助金及び交付金で200万円を計上させていただきます。委員会等でご説明させていただきましたように、新型コロナやロシア・ウクライナの紛争等の影響によりまして、季節野菜等の栽培時に使用させていただいております、これらの燃料価格が高騰しております園芸農家さん皆さんの経営が非常に圧迫されている状況でございます。もちろん国も補填制度の中で施設園芸のセーフティーネットを構築され、一部加入されている方もおみえではございますが、園芸農家の中では一部に限られているのが実情でございます。補填金といたしましては、農家の負担となっておる燃料代の半分を負担させていただこうと考えております。支援額といたしましては、令和4年10月から令和5年2月までに購入されたA重油と灯油を対象にセーフティーネットの令和4年度基準単価A重油81.6円、灯油86.5円を上回った額の4分の1程度を上限20万円で交付させていただきたいと考えております。対象者といたしましては15件程度を考えさせていただいております。

次に、4目・畜産業費でございます。740万円の補正をお願いさせていただいております。こちらも近年、新型コロナウイルスの影響を受け、燃料、畜産飼料が大幅に高騰しており、畜産経営に大きな影響を与えております。町内の畜産事業者に対しまして支援金を交付することで、畜産経営の下支えと地域の畜産農家振興を図りたいと考えております。支援額につきましては、牛1頭5,000円、鶏1羽50円の交付額を単価と考えさせていただいております。上限100万円とさせていただきたいと考えております。対象見込みにつきまして

は、肉牛が7件、養鶏が2件を考えさせていただいております。

次に、5目・農地費で250万円の補正をお願いさせていただいております。

八木戸排水機場発電機の分解整備工事の追加工事でございます。本工事におきましては、昨年の藤原排水機場の自家発電機が停止し、急遽補正をいただき、修繕を行うことに伴いまして、同時期に設置いたしました八木戸排水機場の自家発電につきましても点検を行い、絶縁抵抗値が0MΩと、いつ停止してもおかしくない状況でございますので分解整備を行っております。工事内容につきましては、藤原排水機場同様、発電機の巻線の交換を、としておりましたが、発電機を開かせていただくと、巻線部分ではなく、回転シャフト部分の他の部分においてもさびが発生しており、こちらの部分を交換させていただきたいということの中で、14節・工事請負費で250万円の補正をお願いさせていただいております。なお、この増嵩分につきましては、一部を除き、農業水路等長寿命化防災・減災事業の補助金を充当させていただきたいと考えております。

次に、2項・水産業費、2目・漁港費で300万円の補正をお願いさせていただいております。本工事では、大淀漁港の浮き桟橋の泊地の浚渫を行い、横にあります漁港内の道路にダンプトラックを横づけさせていただき、直接積み込み、残土処分を運搬する予定でございました。しかしながら、浚渫のほう流動性が高いこと、また漁協からの漁港内道路の積み込みを行うと、周辺が浚渫土で汚れてしまい不衛生であるとの声があり、漁港内の空地、野積場へ浚渫土を仮置きし、搬出させていただくこととなりました。浚渫場所から仮置き場所までの海上の浚渫土運搬費用と、仮置き場からの土の搬出、こちらにつきまして300万円の補正をお願いさせていただいております。こちらの増嵩分につきましても、大淀漁港機能保全計画で補助金を充当させていただきたいというふうに考えております。なお、この浚渫土の運び込みの工事は、別途で発注をさせていただきたいと考えております。

次に、7款・商工費、1項・商工費、2項・商工振興費で500万円の補正をお願いさせていただいております。新型コロナウイルス感染症対策事業、運送

業の燃料高騰対策事業といたしましてお願いをさせていただいております。こちらにつきましても、12月15日に三重県が同様の支援を実施しております。町におきましては、これに上乗せ支援をさせていただきたいと考えておきまして、県の支援額、おおむね2分の1相当を上乗せさせていただいて補助をさせていただきたいと考えております。そのため、18節・負担金補助金補助及び交付金で500万円の補正をお願いさせていただくということでございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 4目・観光費に6,643万9,000円の補正をお願いしております。4目・観光費のうち、人件費は割愛させていただきますので、資料27ページ、28ページ、サムネイル番号27、28をお願いいたします。

20節・貸付金で7,000万円の補正をお願いしております。これは観光拠点再生高付加価値化推進継続事業貸付金といたしまして、一般社団法人明和観光商社が行っている事業への貸付金となります。明和町の観光振興のため、既存施設や様々なコンテンツを高付加価値化し、誘客力を高める目的で明和観光商社が事業費の半分を負担いたしまして進めている事業に対しまして、町といたしましても支援をするものでございます。昨年と同様、国からの交付額を上限といたしまして貸付けを行い、国からの交付があり次第、全額償還されることといたしております。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） サムネイルの27、28、ページ数は27、28を引き続きご覧ください。

8款・土木費、2項・道路橋梁費、2目・道路橋梁維持費でございます。200万円の増額をお願いしております。説明のページの10節の需用費の施設修繕料で、この施設修繕料は、道路等の破損を緊急に修繕する費用でございます。現在、当初予算800万円のうち95%が必要予算としており、このままでは今年度緊急に道路を直せなくなるため、昨年度の修繕実績より3月末までの修繕費

用を想定し、増額するものでございます。これまでも職員で補修できるものは直接行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3目・道路新設改良費で15万8,000円の減額でございます。内訳として、社会資本総合交付金事業及び狭あい道路整備促進事業の組替えでございます。あと、道路防災事業で上下水道施設布設替負担金の増が主な理由でございます。

それでは、事業別に28ページの説明欄をご覧ください。

社会資本整備総合交付金事業の12節・委託料は500万円の減額でございます。これは主に入札差金による減額でございます。それから、14節・工事請負費、事業進捗に伴い50万円の増でございます。それから、16節・公有財産購入費でございますけれども、450万円の増でございます。これは主に有爾中有爾中神社線の用地買収のための費用でございます。18節・負担金補助及び交付金では、水道布設替えで詳細な設計照査と調査を行った結果、布設替えが必要でなくなったための減額でございます。237万5,000円の減でございます。

続きまして、狭あい道路整備促進事業では事業の進捗による組替えでございます。12節・委託料は、道路設計境界確定用地買収の測量図作成補償算定などでございます。77万5,000円の増でございます。14節・工事費は321万円の減でございます。本年度は用地買収までとし、工事は令和5年に実施する予定でございます。16節の公有財産購入費は精算により12万8,000円の増でございます。

次のページへ行っていただきまして、サムネイル29、30、ページ数29、30でございます。

21節・補償書及び補償に関しては、精査により230万7,000円の増でございます。これは用地買収のところのブロック塀・垣根・電柱移設費等の補償費でございます。それから、下段の道路防災事業で、18節でございますけれども、221万7,000円の増でございます。これは大淀役場坂本線の道路防災事業に伴う上下水道移設負担金の増でございます。当初設計では、本管取り出しを交差点の右折レーンの横断歩道部から行う予定でありましたが、交通規制等が交差点

内に及ぶということで、取り出し位置を南側に移動したことによる増と聞いております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 29ページ、サムネイル29の5項・住宅費、1目・住宅管理費で57万円の補正を計上しております。これは30ページ、サムネイル、同じく30の住宅管理費のうち、正職員の人件費の補正は省略いたしまして、10節・需用費の電気料で16万5,000円を計上しております。こちらは公営住宅上御糸団地の街灯などが電気代の高騰の影響により、追加補正をお願いするものでございます。その下の11節・役務費の施設管理労務費では、南野小集落において空き家となった建物に植樹されている木が管理されずに伸び放題となり、虫の発生や大量の落ち葉などの問題が発生した旨、伐採をお願いするための予算で2万9,000円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 9款・消防費、1項・消防費、3目・消防施設費で10万円の追加補正をお願いしております。10節・需用費、電気料で10万円の増額で、消防車庫の電気料金につきまして、当初見込んでおりました金額が不足することになりましたので補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 10款・教育費、1項・教育総務費でございます。31ページ、32ページをお願いいたします。

2目・学校運営費で6万4,000円の追加をお願いしております。32ページの外国青年招致事業の1節・報酬、会計年度任用職員報酬の追加補正で外国語指導助手ALTの報酬の増額です。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ばらけておりました全国のALTの更新時期が基準月の8月にそろえられることになりました。それによりまして、当町においても1名が10月から8月に変更になり、その影響でALT1名分の2か月分の報酬増額が必要になったことによるものです。

続きまして、2項・小学校費、1目・小学校費で488万円の追加でございます。32ページ、小学校施設管理費の14節・工事請負費、施設維持補修工事外、120万円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の追加措置分を財源に行うものでございまして、下御糸小学校2階女子トイレの和式から洋式への改修工事と斎宮小学校の教室網戸設置工事でございます。下御糸小学校は、他校と比べて洋式化率が低く、女子トイレの和式便器3基を洋式に取り替えます。また、斎宮小学校は、換気の際に窓から蜂が侵入するため、網戸の設置工事を行います。17節・施設用備品購入費128万円は空気清浄機の購入費用で、現在、全校とも普通教室には設置しておりますが、今回、地方創生臨時交付金を財源としまして、特別教室、職員室などにも設置をするものです。小学校運営費の10節・需用費、感染対策用消耗品240万円は、文部科学省の学校保健特別対策事業補助金の追加措置に係る補正でございます。消毒用アルコールやマスク、抗原検査用簡易キットなどを購入するものでございます。

続きまして、2目・小学校給食費は429万3,000円の減でございます。これは主に人件費の減によるものでございまして、1節・報酬、会計年度任用職員報酬6万2,000円ですが、最低賃金の金額改定に伴う時給変更、それと、給食調理員におきまして資格取得に伴う時給変更が見込めるため、追加をお願いするものでございます。

続きまして、33ページ、34ページをお願いします。

3項・中学校費、1目・中学校費で146万7,000円の追加でございます。34ページ、中学校施設管理費の17節・備品購入費、施設用備品購入9万6,000円は、小学校費と同じく空気清浄機の設置費用でございます。中学校運営費の10節・需用費、感染対策用消耗品費110万円は、これも小学校費と同じく、文部科学省の学校保健特別対策事業の追加措置による補正で、消毒用アルコール等の消耗品購入費用です。18節・負担金補助及び交付金、選手派遣費補助27万4,000円ですが、三重県代表として出場しました全国中学校ソフトボール大会、北海道で開催されました。その旅費及び宿泊費の精算による増でございます。



○議長（奥山 幸洋） こども支援係長。

○こども支援係長（椿 ゆかり） その下の10款・教育費、4項・幼稚園、1目・幼稚園で85万1,000円の増額をお願いしています。内訳は34ページの説明欄、幼稚園施設管理費で10節・需用費の電気料につきまして、前年度実績からの当初予算計上額106万円に対し、電気料金の高騰による使用実績及び12月からの利用見込みにより50万円の増額をお願いするものです。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 35ページ、36ページをお願いいたします。

5項・社会教育費の2目・社会教育費で2万1,000円の追加でございます。36ページ、教育集会所事業、10節・需用費、電気料の増によります追加補正でございます。

3目・公民館費は321万2,000円の追加です。公民館の1節・報酬、会計年度任用職員報酬に22万2,000円は、時給単価の上昇に伴う補正でございます。館長ほか3名分でございます。10節・需用費、電気料90万円は電気代の高騰による追加補正でございます。14節・工事請負費、維持補修工事ほか、209万円は中央公民館2階女子トイレの和式から洋式への改修工事費でございます。現在、1階女子トイレの改修工事を発注済みでございますが、このたびの地方創生臨時交付金の追加措置により、2階の女子トイレも実施をいたしたく補正をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 4目・文化財保存活用費で1,460万円の増額補正をお願いしております。その内容は、27節・繰出金で、斎宮跡保存事業特別会計への繰出金といたしまして1,460万円を計上しております。こちらにつきましては、斎宮跡保存事業特別会計でご説明いたします。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・ふるさと会館費で80万円の追加をお願いしております。ふるさと会館運営管理費の18節・負担金補助及び交付金、施設管理運

営事業者支援金として80万円を計上しております。ふるさと会館の運営管理は、指定管理者が行っておりますが、物価高騰により維持経費が増大して指定管理料内での運営に影響が出てきております。このたび地方創生臨時交付金を財源として、特に電気代の高騰分について支援を行うように考えております。

続きまして、6項・保健体育費、2目・体育施設費で380万円を計上しております。総合体育館運営管理費の18節・負担金補助及び交付金、施設管理運営事業者支援金でございます。総合体育館の運営管理は指定管理者が行っておりますが、物価高騰による維持経費の増大、また新型コロナウイルス感染防止対策のため施設の使用制限を行ったことなどもありまして、使用料収入が大幅に減少しておりまして、指定管理料内での運営が困難になっております。そのような状況の中、地方創生臨時交付金を財源として、電気代・ガス代の増額、増額見込み分の補填、また使用料収入の減少に対する支援を行うものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 37ページ、サムネイル37をご覧くださいと思います。

12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附金基金費で1億5,000万円を計上しております。24節で積立金といたしまして、今回追加補正に計上する企画費でご説明いたしましたふるさと寄附の経費を差し引いた分を基金に積み立てるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5ページ、6ページをご覧ください。サムネイルも5ページ、6ページです。

15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、3節・障害者自立支援給付費負担金に2,300万円を計上しております。これは障害者自

立支援給付費負担金2,060万円及び障害児施設給付費等負担金240万円で、歳出で説明しました障害福祉サービス等の増額補正に対する国庫負担金です。補助率は2分の1でございます。

続きまして、2目・衛生費国庫負担金、1節・保健衛生国庫負担金に15万7,000円を計上しております。これは新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチンを接種された方で健康被害に遭われた方1名分の医療費、医療手当の給付に対する国庫負担金で、補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,560万円の追加補正を計上しております。補助率100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） その下の空家総合対策支援事業補助でございますけれども、こちらは歳出でもご説明をいたしました空家対策支援補助の歳入に係るものでございまして、除却事業が進捗していることにより、収入についても国が5分の2、そのうち県の負担が3分の1の額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） その下になります。個人番号カード交付補助としまして110万円を計上しております。こちらは歳出総務費、戸籍住民基本台帳費のところの説明いたしました個人番号カード交付事業に係る補助で、補助率は100%でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に21万5,000円を計上しております。これは特定個人情報に関する介護保険事業のシステム改修の国庫補助金で、補助率は3分の2でございます。

3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生費国庫補助金に1,321万7,000円を計上しております。内訳としまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で21万7,000円を計上しており、5回目のワクチン接種に対応するためのシステム改修費で、補助率は100%でございます。また、出産・子育て応援交付金事業に対する国庫補助金としまして1,300万円を計上しております。補助率は3分の2でございます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費国庫補助金で59万5,000円を計上しております。学校保健特別対策事業費補助でございます。歳出で説明しました小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に対する文科省の補助金で、補助率は2分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金、4節・障害者自立支援給付費負担金に1,150万円を計上しております。これは障害者自立支援給付費負担金1,030万円及び障害児施設給付費等負担金120万円で、歳出で説明しました障害福祉サービス費等の増額補正に対する県負担金で、補助率は4分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） その下になります。5節・後期高齢者医療保険基盤安定負担金に149万7,000円の減額を計上しております。こちらは歳出、民生費後期高齢者医療事務費のところで説明いたしました後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定制度負担金に係る県負担金で、補助率は4分の3でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 2項・県補助金、2目・民生費補助金、1節・社会福祉費補助金に12万7,000円を計上しております。これは福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金で、福祉介護職員等のベースアップ支援加算に対応

するための障害者総合支援システム改修費に対する交付金で、補助率は100%でございます。

3目・衛生費補助金、1節・衛生費補助金に325万円を計上しております。これは出産・子育て応援交付金事業に対する県補助金分で、補助率は6分の1でございます。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、4目・農林水産業費補助金で306万8,000円の補正をお願いさせていただいております。1節・農業費補助金で156万8,000円の補正でございます。こちらは先ほど歳出で説明させていただきました八木戸排水機場発電機整備工事に伴うものでございます。次に、2節・水産業費補助金で150万円の補正をお願いさせていただいております。これも先ほどご説明させていただきました大淀漁港の浚渫工事追加分に対する補正でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 7ページ、8ページをご覧ください。

3項・委託金、2目・民生費委託金、1節・民生費委託金に4万3,000円を計上しております。これは歳出のほうで説明いたしました生活のしづらさなどに関する調査に対する委託金でございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 18款・寄附金、1項・寄附金、1目・総務費寄附金、1節・総務費寄附金で増額分として、先ほどのふるさと寄附5億円の追加補正を計上しております。

続きまして、20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で1億1,810万円の追加補正をしております。これは前年度繰越金でございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 21款・諸収入、5項・貸付金元利収入、1目・貸付金元利収入、1節・貸付金元利収入で7,000万円を計上してお

ります。こちらは歳出でご説明いたしました観光拠点高付加価値化推進継続事業の明和観光商社への貸付金について、国からの交付があり次第、全額償還される分といたしまして、貸付金と同額の7,000万円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 22款・町債、1項・町債、2目・農林水産業債、2節・水産業施設整備事業債で130万円の追加補正を計上しております。これは大淀漁港機能保全事業に充てさせていただくものでございます。

続いて、3目・土木債、1節・道路整備事業債で220万円の追加補正をお願いしております。これは緊急自然災害防止対策事業債で、道路防災事業として追加をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって50分から開会しますので、50分まで休憩とします。

（午前 10時 40分）

---

（午前 10時 50分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案書の一般会計補正予算47ページ、第2表地方債補正をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 第2表地方債補正の詳細説明を申し上げます。

議案書の先ほどの47ページをご覧いただきたいと思います。サムネイルは49

でございます。

まずは、追加でございます。

起債の目的は、漁港整備事業債で限度額は130万円です。起債の方法、利率、償還方法はご覧のとおりです。

続きまして、48ページをご覧ください。サムネイルは50でお願いします。

こちらは変更でございます。

起債の目的は、緊急自然災害防止対策事業債で、変更後の限度額は4億1,660万円でございます。起債の方法、利率、償還方法は変更ございません。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、議案第65号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第66号の説明を歳入・歳出併せてお願いします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（日置 加奈子） 歳出から説明させていただきます。

斎宮跡保存事業特別会計の7ページ、8ページ、サムネイル7、8をご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の49万5,000円は、人件費ですので割愛させていただきます。

2目・保存活用費で1,230万5,000円の追加補正をお願いしております。内訳といたしましては、まず、10節・需用費、電気料といたしまして、史跡斎宮跡の維持管理に係る経費のうち、電気料金高騰分の対応といたしまして33万6,000円を計上しております。次に、12節・委託料で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、いつきのみや歴史体験館といつき茶屋の両施設の旧式のレジについて、このたびキャッシュレス決済対応レジシステムを導入させていただくための予算といたしまして156万8,000円を計上しております。続いて、14節・工事請負費で、あざふるさとといつき茶屋の空調が故障いたしましたことから、同じくこの地方創生臨時交付金を財源といたしまして、この2つの観光施設に空気清浄機能を備えた空調機

の整備を行うための予算といたしまして1,040万1,000円を計上しております。

さらに、3目・体験学習施設等管理費で180万円の追加補正をお願いしております。18節・負担金補助及び交付金、体験学習施設等管理費で施設管理運営事業者支援金といたしまして、当課担当の指定管理事業者支援といたしまして、いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、いつきのみや地域交流センター、いつき茶屋のこの4施設につきまして、こちらも地方創生臨時交付金を財源といたしまして、電気料金とガス料金につきまして、過去3年間のデータを基に高騰分対応といたしまして180万円の追加補正をお願いしております。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

齋宮跡保存事業特別会計、5ページ、6ページ、サムネイル5、6をご覧ください。

3款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・一般会計繰入金で1,460万円を計上しております。こちらは歳出のほうでお願いをさせていただきました増額補正に対しての必要分の歳入の予算といたしまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第67号の説明を歳入・歳出併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 歳出のほうから説明させていただきます。予算に関する説明書の国民健康保険特別会計、7ページ、8ページをお願いいたします。データのほうはサムネイル、7番、8番でございます。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費に197万7,000円の減額補正をお願いしております。こちらは国民健康保険の事務に係る職員の人件費に係るものと委託料に係るものでございます。人件費に係る部分は割愛させていただきます。12節・委託料に係るものについて説明申し上げます。

当初、国保情報集約システム用のパソコンの更新を予定しておりましたが、令和6年度に予定しております国保連合会の国保総合システムの更新に合わせ



た連携データの仕様の詳細が不明なために、国保情報集約システムの用のパソコンの更新を一旦取りやめて、現行の環境延長をすることといたしました。これに伴いまして、更新作業に係る委託料155万9,000円の減額と現行のパソコンの延長に伴う保守委託料5万7,000円を計上するものでございます。

8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、5目・保険給付費等交付金償還金に133万5,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、28節・償還金利子及び割引料に133万2,000円を計上しております。令和3年度の県交付金の精算に伴う返還金でございます。

次に、歳入の説明に移らさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。サムネイルは5番、6番でございます。

6款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、5節・事務費繰入金に197万7,000円の減額を計上しております。こちら特別会計総務費に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

4款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に133万5,000円を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合う調整分として、前年度繰越金を充当するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第68号の説明を歳入・歳出併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

それでは、歳出からご説明いたします。

農業集落排水事業特別会計の7ページ、8ページ、サムネイルは7、8をご覧ください。

1款・需用費、1項・農業集落排水事業費、1目・農業集落排水総務費におきまして16万3,000円の追加補正をお願いしております。職員の人件費に係る補正及び12節・委託料の口座振替データ移行業務委託料13万9,000円の追加補

正でございます。こちらの委託料は、令和5年4月の下水道事業の企業会計移行に伴い、金融機関の委託者番号が変更となるため、使用料金及び加入金分担金の口座振替の金融機関別の伝送テスト及び調整が必要となりますことから、口座振替データ移行業務委託料の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目・維持管理費で953万7,000円の追加補正をお願いします。この内訳は12節・委託料、下御糸北処理区の機能診断業務委託料の追加でございます。今年度上御糸・下御糸地区の機能診断業務維持管理適正化計画策定業務の予算をお認めいただき、業務を進めているところでございます。しかし、下御糸北処理区の処理施設におきましても、緊急修繕工事が増加をしておりますことから、今後の機器の修繕及び更新に必要な財源確保のため、三重県松阪農林事務所と協議を行ってまいりました。その結果、下御糸北処理区につきましても、農水省の農業集落排水整備促進事業補助金を活用し、機能強化事業を実施していくことが認められましたので、下御糸北処理区の維持管理適正化計画策定に要する費用について追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

農業集落排水事業特別会計、5ページ、6ページ、サムネイル5番、6番をご覧ください。

3款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・農業集落排水事業費国庫補助金、1節・農業集落排水事業国庫補助金の農村集落排水施設整備補助につきまして706万4,000円の増額を、そして6款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金の前年度繰越金につきまして263万6,000円の増額をお願いいたします。先ほど申し上げました歳出の財源として増額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第69号の説明を歳入・歳出併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明

をいたします。

それでは、歳出からご説明いたします。

公共下水道事業特別会計、7ページ、8ページをご覧ください。サムネイルは7番、8番です。

1款・事業費、1項・公共下水道事業費、1目・公共下水道総務費におきまして15万6,000円の追加補正をお願いしております。職員の人件費に係る補正及び12節・委託料20万9,000円の追加補正でございます。農業集落排水事業特別会計と同様に、令和5年4月からの下水道事業の企業会計移行に伴い、金融機関の委託者番号が変更となるため、口座振替の金融機関別の伝送テスト、調整が必要となりますことから、口座振替データ移行業務委託料の追加補正をお願いするものでございます。

2目・施設建設事業費では予算の組替えをお願いしております。12節・委託料を810万円減額し、14節・工事請負費への組替えを計上しております。こちらは入札差金等による委託費の残額につきまして、効率的に社会資本整備総合交付金を執行するため、工事請負費への組替えをお願いするものでございます。

3目・維持管理費では、18節・負担金補助及び交付金、宮川流域下水道維持管理負担金234万4,000円の追加補正をお願いしております。宮川流域関連公共下水道の供用開始区域拡大に伴い、公共下水道への接続件数も増加しておりますことから、排水量の増加による維持管理負担金の増額でございます。

続きまして、歳入でございます。

資料の5ページ、6ページをご覧ください。

5款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金で250万円の増額で前年度繰越金を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第70号の説明を歳入・歳出併せてお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 歳出から説明させていただきます。

介護保険特別会計予算説明書の7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、1節・報酬に1万2,000円を計上しております。これは会計年度任用職員の最低賃金改定によるものです。10節・需用費に8万4,000円を計上しております。来年度第9期介護保険事業計画を策定する必要があるため、それに先立って今年度中にニーズ調査をする必要があることから、本年度中にアンケートを行いたいと考えております。対象者は2,600件を想定しております。こちらはそのアンケート用封筒の印刷製本費でございます。11節・役務費に53万5,000円を計上しております。こちらは先ほど説明いたしましたアンケートの郵送料でございます。12節・委託料に3万7,000円を計上しております。こちらはアンケート対象者の抽出作業に係る電算委託料でございます。

2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費、8目・居宅介護住宅改修費、18節・負担金補助及び交付金に70万円を計上しております。これは居宅介護住宅改修費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。2項・介護予防サービス等諸費、3目・地域密着型介護予防サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金に60万円を計上しております。こちらは地域密着型介護予防サービス給付費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

5目・介護予防福祉用具購入費、18節・負担金補助及び交付金に10万円を計上しております。こちらは介護予防福祉用具購入費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものでございます。

6目・介護予防住宅改修費、18節・負担金補助及び交付金に270万円を計上しております。こちらは介護予防住宅改修費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものでございます。

7目・介護予防サービス計画給付費、18節・負担金補助及び交付金に60万円を計上しております。こちらにも介護予防サービス計画費の見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものでございます。

1 ページは、職員の人件費に係るものですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

2 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・介護給付費国庫負担金、1 節・介護給付費国庫負担金に94万円を計上しております。こちらは歳出で説明しました保険給付費に係る国の負担分で、負担割合は20%でございます。2 項・国庫補助金、1 目・調整交付金、1 節・現年度分調整交付金に23万5,000円を計上しております。こちらは先ほど申し上げました保険給付費に係る国の調整交付金分で、負担割合は5%でございます。

3 款・支払基金交付金、1 項・支払基金交付金、1 目・介護給付費交付金、1 節・介護給付費交付金に126万9,000円を計上しております。こちらは先ほど申し上げました保険給付費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金分で、負担割合は27%でございます。

4 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費県負担金、1 節・介護給付費県負担金に58万9,000円を計上しております。こちら先ほど申し上げました保険給付費に係る県負担分で、負担割合は12.5%でございます。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金、1 節・現年度分に58万9,000円を計上しております。こちらは先ほど申し上げました保険給付費に係る町負担分の一般会計からの繰入金で、負担割合は12.5%でございます。

3 目・地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外の1 節・現年度分に5,000円を計上しております。こちらは地域支援事業に係る町負担分の一般会計からの繰入金で、負担割合は19.25%でございます。

4 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金に67万3,000円を計上しております。こちらは介護保険特別会計総務費の1 目・一般管理費に係る町負担金分で一般会計からの繰入金でございます。町の負担割合は100%でございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に110万円を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合う分の調整分として繰越金を充当するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第71号の説明を歳入・歳出併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書、7ページ、8ページをお願いいたします。データ番号、サムネイルは7番、8番でございます。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費に9万6,000円の追加補正をお願いしております。後期高齢者医療事務に係る職員の人件費に係るもので、説明は割愛させていただきます。

2款・高齢者医療広域連合納付金、1項・後期高齢者医療広域連合納付金、1目・後期高齢者医療広域連合納付金に199万6,000円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金に199万6,000円の減額を計上しております。こちらは保険基盤安定制度負担金の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、歳入の説明に移らさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に9万6,000円の追加補正をお願いしております。こちらは先ほど申し上げました特別会計歳出の総務費に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目・保険基盤安定繰入金、1節・保険基盤安定繰入金に199万6,000円の減額補正をお願いしております。こちらは先ほど申し上げました特別会計歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に係る分を一般会計から繰り入れるもので、歳出の減額に伴い減額するものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第72号の説明を収入・支出併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 続きまして、水道事業会計補正予算についてご説明をいたします。

まず、収益的支出でございます。

水道事業会計の企の3ページ、企の4ページ、サムネイル3、4をご覧ください。

1款・水道事業費用、1項・営業費用、3目・受託工事費で221万7,000円の追加補正をお願いしております。その内訳といたしまして、16節・委託料、水道管移設測量費の31万3,000円の減額と20節・工事請負費、水道管移設工事費の253万円の増額をお願いしております。こちらは建設課の実施する道路防災事業に伴う水道管の移設工事ですが、水道管の施工延長30mの増による追加補正をお願いするものでございます。

4目・総係費は14万3,000円の追加補正をお願いしております。職員の人件費に係る追加補正でございます。

続きまして、収益的収入でございます。

企の1ページ、企の2ページをご覧ください。

1款・水道事業収益、2項・営業収益、3目・受託工事収益、1節・受託工事収益、道路防災事業に伴う水道管移設費の財源221万7,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、資本的支出でございます。

企の7ページ、8ページをご覧ください。

1款・資本的支出、1項・建設改良費、1目・建設改良費で507万4,000円の減額をお願いしております。その内訳といたしまして、人件費に係る費用のほか、16節・委託費で水道管移設測量費の200万円の減額及び20節・工事請負費では275万円の減額をお願いしております。町単事業及び社総金事業に伴う水

道管移設に係る委託料及び工事請負費の実績見込みに伴います減額補正でございます。

続きまして、資本的収入です。

予算書の企の5、企の6ページをご覧ください。

1款・資本的収入、3項・工事負担金、1目・工事負担金、1節・工事負担金で237万5,000円の減額をお願いします。こちらは建設改良費の減額に伴います水道管移設工事負担金の減額補正でございます。

なお、資本的支出の減額に対する資本的収入の差額分につきましては、議案書の第4条に規定する過年度分損益勘定留保資金の補填額を変更することで対応をいたします。また、企の9ページ、キャッシュ・フロー計算書以下の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 以上で一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は12月23日に行うことにします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

誠にありがとうございました。

（午前 11時 14分）

---